

# 名古屋市発達障害者支援体制整備検討会

ま と め

## 1 名古屋市発達障害者支援体制整備検討会の設置について

発達障害者支援法が平成17年4月1日から施行されることを受け、発達障害者支援センターの設置と関係機関・関係団体における支援体制の整備を検討する機関として、名古屋市発達障害者支援体制整備検討会設置要綱に基づき名古屋市発達障害者支援体制整備検討会（以下、検討会という。）を平成17年4月1日に設置し、検討を開始した。

なお、名古屋市発達障害者支援体制整備検討会設置要綱を資料（別添1）として掲載した。

## 2 発達障害の定義について

発達障害の定義については、発達障害者支援法の定めによるものとする。

### 「発達障害者支援法の施行について」（平成17年4月1日 17文科初第16号 厚生労働省第0401008号）【抜粋】

抜粋における「法」「令」及び「規則」は、それぞれ「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」、「発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）」及び「発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）」をいう。

#### 第2 法の概要

##### (1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第2条第1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第2条第1項の政令で定める障害は、令第1条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第1条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80 F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90 F98）」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第2条関係）

なお、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80 F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90 F98）」を資料（別添2）として添付した。

### 3 検討会の開催経過について

本検討会において、次の日程・場所、議題により発達障害者支援体制整備の検討が行われた。

	日程・場所	議題
第1回	平成17年4月28日 愛知県社会福祉会館 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の公開・非公開について</li> <li>・発達障害者支援体制整備検討会の進め方について</li> <li>・発達障害者支援法の施行について</li> <li>・発達障害者の状況及び課題の把握について</li> </ul>
第2回	平成17年5月26日 高齢者就業支援センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本検討会の当面（今年度前半）の目標設定について</li> <li>・発達障害者支援の現状と課題について（その2）</li> </ul>
第3回	平成17年6月30日 市役所西庁舎 11階 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援の現状と課題について（その3）</li> <li>・発達障害者についての市民意識調査（ネット・モニターアンケート）について</li> <li>・7月の検討会に向けて</li> </ul>
第4回	平成17年7月28日 高齢者就業支援センター 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援の現状と課題について（前回からのつづき）</li> <li>・名古屋市発達障害者支援センターについて（その1）</li> <li>・発達障害者支援センター運営事業実施要綱について</li> <li>・発達障害者についての市民意識調査（ネット・モニターアンケート）の結果について</li> </ul>
第5回	平成17年8月25日 高齢者就業支援センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市発達障害者支援センターについて（その2）</li> </ul>
第6回	平成17年9月29日 市役所西庁舎 12階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市発達障害者支援センターについて（その3）</li> </ul>
第7回	平成17年11月2日 社会福祉研修センター研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市発達障害者支援センターについて（その4）</li> </ul>

## 4 本市の発達障害者支援センターについて

### (1) 検討経過

発達障害者支援体制の核となる発達障害者支援センターを本市に設置するにあたり、そのあり方、体制、事業の内容及び実施計画について、第4回から第6回の検討会で検討を行った。

第4回検討会において、本市の発達障害者支援センターについて各関係団体から提案された。この提案と併せ、事務局から「発達障害者支援センターについての論点」を提出し、これに基づき検討会で検討することとした。「発達障害者支援センターについての論点」については次のとおりである。

#### 発達障害者支援センターについての論点

発達障害者支援センターの役割について

- ・相談支援
  - ・現行各機関が実施している相談支援とセンターで行う相談支援との整理
- ・関係機関との連携
  - ・ライフステージを通じて一貫した支援のための連携の必要性
  - ・連携のための具体策
- ・人材育成
  - ・研修対象者
  - ・研修プログラム
  - ・実施回数
- ・情報提供の機能
  - ・提供する情報の内容
  - ・情報の提供方法
  - ・市民への広報啓発
  - ・効果的な広報啓発

この論点を踏まえ、第5回検討会で事務局から名古屋市発達障害者支援センターについて、運営基本方針、事業内容、現状の課題及び関係機関の課題をまとめた。

## (2) 本市の発達障害者支援センターの事業計画について

### 名古屋市発達障害者支援センター（仮称）事業計画

#### 《運営基本方針》

- (1) 発達障害児（者）のライフステージを通じて一貫した支援システムを構築するため、必要な技術、知識を提供するとともに、関係機関からのフィードバックも蓄積する。
- (2) 発達障害児（者）とその家族に対して各関係機関が提供している相談支援、発達支援、就労支援及びその他の支援の機能を活用するとともに、各関係機関相互の密接な連携及び支援に必要な人材の育成を図る。
- (3) 発達障害児（者）とその家族がよりよい地域生活を送るために必要かつ適切なコンサルテーションを行う。
- (4) 発達障害児（者）への理解と支援を深めるための広報啓発、情報発信を行う。

#### 《各基本機能別の事業実施計画》

- (1) 事業実施計画の期間は平成 18 年度からの 5 年間を目途とし、その中で 3 年目までで実施する事業、5 年目までで実施する事業を、それぞれ「前期事業」「後期事業」と区分して実施計画を作成した。その後の事業展開については、この事業実施計画の評価を踏まえ、今後設置する連絡協議会等で検討する。
- (2) 特別支援教育との関係は、教育委員会との今後の協議の結果を踏まえて、再度整理する。

基本機能	前期事業（3年目まで）	後期事業（5年目まで）	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
相談支援	<p>（相談支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じてニーズを評価し、必要かつ適切な情報提供、関係機関への紹介、引継ぎを行う。</li> <li>なお、相談は来所相談を原則とし、電話及び電子メールでは受付のみとする。</li> <li>・複雑困難な課題を抱えている事例の場合、各関係機関との検討会議や役割分担の調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な相談支援機能の当事者団体等への一部委託、各相談機関の機能拡大による相談支援機能の充実。</li> <li>・関係機関との連携により支援モデル作成とその評価を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務の一部委託に関する具体策の検討。</li> <li>・各相談機関等の発達障害研修への援助。</li> <li>・各関係機関からのデータ集約と管理について。</li> <li>・関係機関会議の実施方法の決定。</li> <li>・医療や司法によるサポート体制の整備。家裁、弁護士会等と協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児（者）本人及び家族からの相談体制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に成人期の支援の中心となる機関としての位置づけ。（社会福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター等）</li> <li>・各関係機関の役割分担と相互連携。</li> </ul>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
<p>相談支援</p>	<p>(発達支援)  ・児童福祉センター・地域療育センターとの連携により、幼稚園・保育園コンサルテーションを中心に支援モデル作成し、試行的(トライアル)実施を行う。  ・保護者、学校からの要望がある場合は、教育センター等との連携により学校コンサルテーションを実施。</p> <p>・早期発見のための総合病院小児科等との連携を図る。</p> <p>・1歳6か月・3歳児健診における発達障害の早期発見・支援を目的とした研修。</p>	<p>・児童福祉センター・地域療育センター・教育センター等との連携による学校コンサルテーションを実施する中での学齢期までの支援モデル作成とその評価。</p> <p>・児童福祉センター、地域療育センター、教育センター等との連携による学齢児発達支援システムの構築の推進を図る。</p>	<p>・特別支援教育との密接な連携による学童期支援の具体化。</p> <p>・移行支援のためのプログラム作り共通のフォーマットを開発する。</p> <p>・関係機関における実施体制、実施場所の検討。</p> <p>・必要な診察枠の確保。  ・医師向け啓発パンフレットの作成。</p> <p>・実施機関との共同研修。</p>	<p>・身近な地域での相談支援、早期発見と就学までの療育援助。</p> <p>・早期発見できる機関が少ない。</p> <p>・医師、保健師のスキルアップ。  ・利用者急増に伴い、「療育グループ」の受入れキャパシティが限界にきている(児童福祉センター、地域療育センター)。</p>	<p>・市教育委員会の特別支援教育への取り組み。  ・保育園の障害児受入枠拡大。  ・卒業(園)後のアフターケアの充実。</p> <p>・地域療育センターにおける学齢児への発達障害児支援体制の整備。</p> <p>・児童福祉センター、地域療育センターの診察予約短縮。</p> <p>・医師の確保。  ・療育機関と医療機関の調整。</p> <p>・保健所における早期発見と適切な支援の実施。  ・児童福祉センター、地域療育センターの「療育グループ」受入れ体制の整備。</p>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
相談支援	<p>(就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関との連携のもと、企業、事業主、障害者施設等へのコンサルテーションを通じた職場定着、雇用拡大実現に努める。</li> <li>当事者団体及び障害者雇用支援センターと共同で高校等在学生への就労ガイダンスを実施。そのためのガイダンスプログラムの作成。</li> <li>大学、専門学校等への就労に関する啓発活動。</li> <li>離転職等により就労に困っている人への対応(ガイダンスプログラムの作成)。</li> <li>教育委員会の協力による学校から社会への移行支援システムの構築(モデル作り)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関との連携により就労支援モデルの作成、利用推進を図る。</li> <li>各関係機関との連携のもと、職場定着、雇用拡大のため各企業、事業主団体等への職場内研修等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用支援センター、障害者就労生活援助センター、障害者職業センター、ハローワーク等との連携。</li> <li>当事者ニーズの把握。職業相談への対応。</li> <li>当事者団体、障害者雇用支援センター、私学協会、県及び市教育委員会等との連携。</li> <li>障害特性にあった職域開発や職場環境整備等で企業や学識経験者と連携。</li> <li>支援情報の引継ぎ等移行支援の計画化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労問題や不安を抱えている者への対応。</li> <li>障害特性に応じた適切な就職支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用支援センター、障害者就労生活援助センター、障害者職業センターでの職業相談等体制強化。</li> <li>就職に向けての職場実習支援体制の強化。</li> <li>県及び市教育委員会、各高校の情報提供。</li> <li>経済団体との連携(市障害施設課発行の「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック」の活用)。</li> </ul>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
<p>相談支援</p>	<p>(生活支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童期から中高生期の放課後生活支援について、関係機関、学識経験者、当事者団体と検討。具体的な支援モデルの作成と試行的(トライアル)実施。</li> <li>・家族内問題による緊急時(例えば介護者のけがや急病等)サポートネットワークの構築。きょうだい支援についても検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援プログラムの開発とサポート人材育成等の資源創出(具体的な成人期地域生活支援)と適切な情報提供を、関係団体との協働で取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、当事者団体との情報交換と事例検討。</li> <li>・学童期に関する子育て支援策の具体的活用。</li> <li>・本人及び家族、当事者団体、学識経験者との連携。</li> <li>・支援モデル化する際の手法について社会福祉事務所、障害者地域生活支援センター等と家族、当事者団体、学識経験者との連携。</li> <li>・プログラム、モデル作成ワーキングチームの検討。</li> <li>・連携の中身に関するアセスメント。</li> <li>・必要な社会資源整備についての検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育、トワイライトスクールにおける受入れ促進。</li> <li>・受入れ先の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市児童課、市教育委員会等との連携による学童保育、トワイライトスクールでの受入れとのびのびサポート等子育て支援策の有効活用。</li> <li>・本人の混乱を最小にする預かり制度の検討。</li> <li>・家庭内ストレスの要望等への具体策の検討。</li> </ul>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
相談支援	<p>(生活支援つづき)</p> <p>・権利擁護と犯罪被害を予防するための関係機関ネットワークづくり。</p> <p>・日常的な生活介助必要時(例えば理髪、歯科治療、病院受診等)のサポートの具体化。(例・生活情報マップの作成、コンビニパンフ作成)</p>	<p>・本人の問題行動等による緊急時対応についてのサポートネットワークづくり。</p>	<p>・本人及び家族、学識経験者、医師及び医療機関等との連携。</p> <p>・具体的な医療機関との受入れ体制等の調整。</p> <p>・消費生活センター、弁護士会、警察等との連携。</p> <p>・権利擁護及び成年後見制度に関する司法機関、弁護士会、学識経験者らとの具体的な課題検討等。</p> <p>・家庭裁判所、鑑別所、警察、弁護士会等との連携。</p> <p>・事業者団体や医療機関からの情報収集と情報提供。事業者団体等への啓発パンフレット普及。</p>	<p>・受入れ先の確保(特に思春期前後)。</p> <p>・消費者被害の遭いやすさへの対応。</p>	<p>・医療機関等受入れ体制の整備。</p> <p>・司法機関、警察、弁護士会、消費生活センター等と連携した実効性のある啓発活動、情報提供の実施。</p>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
<p>人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サークル主宰者、のびのび子育てサポート会員、保育士、施設職員等への基礎知識研修の実施。</li> <li>・区窓口担当及び管理者に対する発達障害児・者とその家族に対する基礎知識研修の実施。</li> <li>・保育園、小規模作業所、児童デイサービス職員、学童指導員等への専門研修を関係機関、関係団体と協働で取り組む。</li> <li>・関係機関、関係団体、研究者等との連携による、地域相談、地域内コンサルテーション、啓発活動等に取り組める専門家育成(2年度目から取り組むことを検討)。</li> <li>・個別支援プログラム作成指導を行い、移行支援を責任もって行う専門家育成(2年度目から取り組むことを検討)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員への専門研修を教育委員会との協働で取り組む。</li> <li>(実施状況、到達点を検証しながら、継続して取り組む。)</li> <li>(実施状況、到達点を検証しながら、継続して取り組む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て情報プラザ等関係機関、当事者団体等との連携。合同研修の調整。</li> <li>・当事者団体、関係機関と調整し、基礎知識研修を実施。</li> <li>・関係機関、本人及び家族、当事者団体等との協議、連携。</li> <li>・学校における専門研修は、市教育委員会の特別支援教育の実施計画をふまえて検討。</li> <li>・保健所、地域療育センター、社会福祉事務所、障害者地域生活支援センター、保育園、作業所等との調整。</li> <li>・地域療育センター、保育園、学校との調整。</li> <li>・研修の実績がある関係団体、法人等への研修委託調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師研修、保育士研修の充実。</li> <li>・保育士、教員のスキルアップ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的かつ専門的研修への取り組み(保育園、幼稚園、学校)。</li> <li>・各機関における専門家育成研修の位置づけの明確化。</li> </ul>

基本機能	前期事業	後期事業	発達障害者支援センターの課題と関係機関等との調整事項	現状の課題	関係機関の課題
<p>情報発信普及啓発</p>	<p>(情報発信) ・インターネットのウェブサイトを利用した、家族及び本人、当事者団体が日常生活・支援の中で利用できる情報提供。</p> <p>(普及啓発) ・市民向け発達障害児・者理解啓発テレビ番組(市広報番組)の企画。 ・市民向け啓発パンフレット作成。 ・関係団体等が行う講演会等の共催または後援。 ・保護者向けの情報提供会やスキルアップ研修などの取り組み</p>	<p>・インターネット上での支援プログラム、支援モデルの公開。各関係機関の実践報告紹介等を行う。</p> <p>・状況、成果を評価しながら継続。 ・状況、成果を評価しながら継続。</p>	<p>・各関係機関からの情報集約と連携。 ・インターネット以外の情報発信方法(特に保護者が高齢者向け)の検討を当事者団体などと検討、調整。</p> <p>・当事者団体、学識経験者等との有機的かつ効率的なネットワーク作り。</p> <p>・関係機関、当事者団体等との調整。</p> <p>・会場調整、実施方法等で関係機関との調整。 ・当事者団体との連絡調整の上実施。</p>		<p>・各関係機関からの情報提供と集約。情報集約が有機的かつ効率的に行えるネットワークの構築。</p> <p>・各関係機関相互の連携による計画的な研修、普及啓発の実施。</p>
<p>関係機関等との連携</p>	<p>・個別事例検討会議の実施。支援技術及び情報交換会議の開催。連絡協議会の開催。</p> <p>・支援システムの検証を行い、改善を図るための施策を検討する。</p> <p>・ライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、移行支援について各関係機関相互の調整を図る。</p>		<p>・関係団体との連絡調整の上、役割分担を明確化。</p>	<p>・早期発見から早期の発達支援、保育、教育、就労に至るまでの支援の一貫性。</p>	<p>・発達障害者支援センター設置後も現在の発達障害者支援体制整備検討会を継続して開催。各関係機関がより具体的に意見交換、情報提供のできる会議の設定。</p> <p>・移行支援のための計画の作成と協働体制の構築。</p>

## 《研修目標》

研修については、人材育成、普及啓発を目的として行い、基礎研修、専門研修、普及啓発研修の三種に分けて実施する。目標を明らかにできるものについては目標値として5年間で延受講者数を設定した。

また、関係機関において実施する研修のうち、発達障害者支援センターが協力できるものについては、当事者団体や関係機関との調整を図り協力をを行う。

### 基礎研修

発達障害児・者が社会参加する場において、誤解なく適切に対応されるために最低限必要な、発達障害児・者に関する知識、基本的な関わり方を習得することとする。

子育て支援サークル主宰者やボランティア、区役所窓口業務従事者やその管理者等を当面の対象とする。就労支援等で関係者への研修の必要性が予想されるが、支援の積み重ねの中で効果性の高いものを計画化していく努力をする。

なお、研修内容について当事者や関係団体等の協力を得ながら企画する。

研 修 名	前 期	後 期	目 標 値
子育て支援サークル主宰者、ボランティア、公共施設職員等対象基礎研修	子育て支援サークル関係者、のびのび子育てサポート事業提供会員、公共施設職員50名 ・半日間研修を年1回実施 ・2年間実施	対象、内容を検討し継続	200名
区役所窓口業務担当者及びその管理者に対する基礎知識研修	区社会福祉事務所を中心とする区役所窓口業務従事者とその管理者50名 ・半日間研修を年1回実施 ・2年間実施	継続	200名

### 専門研修

日常的に発達障害児・者への療育、支援を行っている人々の中で、アドバイザーとして活動でき、家族支援等も行うことのできる人材育成を目的とする。基本的に各区における地域内コンサルテーションや支援プログラム作成のアドバイス等ができる人材の育成を行う。既に発達障害児・者支援のための研修に参加し、基礎的な知識を有し、今後もその支援に高いモチベーションを有している人を対象とする。

研修内容については基礎研修の応用レベルからスーパーバイザー養成に近いレベルまで幅広いものが考えられるため、その内容については、当事者や関係団体に加え研究者等の協力を得て検討する。

なお、教員向けの研修については、教育委員会における特別支援教育の検討を踏まえ、発達障害に関する体系的な学習及び就学前発達支援から学校教育への移行支援における実践的な研修を教育センター等と協力し、前期事業として展開する。

研 修 名	前 期	後 期	目 標 値
乳幼児健康診査従事者研修	保健所保健師 ・半日間研修を2回実施 ・年1回実施	関係機関と内容、方法を検討し継続	200名
児童デイサービス、保育園、小規模作業所、授産施設、学童保育所等の職員への専門研修	・50名 年1回実施 ・2年実施 実施方法については、それぞれの施設運営に極力支障のないような形で検討して実施	関係機関と内容、方法を検討し、継続	200名
地域相談、地域内コンサルテーション、啓発活動等に取り組める専門家の養成研修		・年間16名 年1回 ・複数日間研修 ・2年間実施	32名
個別支援プログラム作成を指導し、責任を持って移行支援を行う専門家の育成研修		・年間16名 年1回 ・複数日間研修 ・2年間実施	32名

#### 啓発研修

市民に発達障害児・者に関する正しい理解と地域での受けとめが広く進むことを目的とする。

啓発パンフレット作成と配布、講演会実施等にも取り組むが、関係機関との調整により、テレビ広報等マスメディアを媒体とした啓発にも取り組む。

なお、取り組みについては、当事者団体との共同作成や共催等を主として企画を行う。

研 修 名	前 期	後 期	目 標 値
市民向け講演会	当事者団体と共催または後援 年2回実施 1回250名	継続	2,000名

啓発活動名	前 期	後 期	目 標 値
市広報番組による発達障害児・者理解のための啓発テレビ番組			
啓発パンフレット	No.1 発達障害基礎知識編または支援ノウハウ編 No.2 発達障害に関するトラブル予防編		

### (3) 発達障害者支援センターの事業実施について

「名古屋市発達障害者支援センター（仮称）事業計画」の実施に向け、平成 17 年度には次に掲げる事業を実施し、平成 18 年度以降本格的な事業を実施する。

- ・ 事業計画の実施に向けた関係機関、関係団体との連絡調整、事業内容の具体化への準備
- ・ 研修の一部実施及び平成 18 年度に行う各種研修の計画、準備（関係機関等との調整、会場設定、講師派遣依頼等）
- ・ 市民を対象とした、発達障害に対する理解を主眼とするウェブサイトの開設準備
- ・ 市民向け啓発パンフレットの作成（各関係団体との共同作成）

なお、本市の発達障害者支援センターの職員体制として、国基準である相当の経験及び知識を有する常勤職員 4 人に加え嘱託職員 2 名の配置が必要である。

(別添 1)

## 名古屋市発達障害者支援体制整備検討会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に基づき、本市での発達障害者の実態把握、発達障害者支援のあり方、支援体制の整備、発達障害者支援センターの機能と位置付け等を検討し発達障害者への包括的な支援体制の構築を図るため、障害児者施設等、医療機関、教育機関、行政及び関係団体等からなる検討機関として、名古屋市発達障害者支援体制整備検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会の検討事項は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 発達障害者支援に関すること
- (2) 発達障害者支援センターの役割、機能及び位置付けの検討に関すること
- (3) 人材育成及び研修計画の策定に関すること

(組織)

第3条 検討会は、委員27人以内をもって構成し、委員の互選により委員長を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、健康福祉局長が依頼する。

- (1) 障害児者施設等関係者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 行政関係者
- (4) 発達障害児者団体関係者
- (5) その他健康福祉局長が認める者

3 委員の従事期間は原則として当該年度の4月1日から3月31日とする。

(運営)

第4条 検討会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、検討会の会議の議長として会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 検討会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害施設課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(別添2)

ICD-10 (疾病及び関連保健福祉問題の国際統計分類)【抜粋】

心理的発達障害 (F80-F89)	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)
F80 会話及び言語の特異的発達障害 F80.0 特異的会話構音障害 F80.2 表出性言語障害 F80.3 てんかんを伴う後天性失語(症)【ランドウ・クレフナー症候群】 F80.8 その他の会話及び言語の発達障害 F80.9 会話及び言語の発達障害、詳細不明 F81 学習能力の特異的発達障害 F81.0 特異的読字障害 F81.1 特異的書字障害 F81.2 算数能力の特異的障害 F81.3 学習能力の混合性障害 F81.8 その他の学習能力発達障害 F81.9 学習能力発達障害、詳細不明 F82 運動能力の特異的発達障害 F83 混合性特異的発達障害 F84 広汎性発達障害 F84.0 自閉症 F84.1 非定型自閉症 F84.2 レット症候群 F84.3 その他の小児<児童>期崩壊性障害 F84.4 知的障害(精神遅滞)と常同運動に関連した過動性障害 F84.5 アスペルガー症候群 F84.8 その他の広汎性発達障害 F84.9 広汎性発達障害、詳細不明 F88 その他の心理的発達障害 F89 詳細不明の心理的発達障害	F90 多動性障害 F90.0 活動性及び注意の障害 F90.1 多動性行為障害 F90.8 その他の多動性障害 F90.9 多動性障害、詳細不明 F91 行為障害 F91.0 家庭限局性行為障害 F91.1 非社会化型<グループ化されない>行為障害 F91.2 社会化型<グループ化された>行為障害 F91.3 反抗挑戦性障害 F91.8 その他の行為障害 F91.9 行為障害、詳細不明 F92 行為及び情緒の混合性障害 F92.0 抑うつ性行為障害 F92.8 その他の行為及び情緒の混合性障害 F92.9 行為及び情緒の混合性障害、詳細不明 F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害 F93.0 小児<児童>期の分離不安障害 F93.1 小児<児童>期の恐怖症不安障害 F93.2 小児<児童>期の社交不安障害 F93.3 同胞抗争障害 F93.8 その他の小児<児童>期の情緒障害 F93.9 小児<児童>期の情緒障害、詳細不明

<p>F94 小児&lt;児童&gt;期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害</p> <p>F94.0 選択（性）かん&lt;緘&gt;黙</p> <p>F94.1 小児&lt;児童&gt;期の反応性愛着障害</p> <p>F94.2 小児&lt;児童&gt;期の脱抑制性愛着障害</p> <p>F94.8 その他の小児&lt;児童&gt;期の社会的機能の障害</p> <p>F94.9 小児&lt;児童&gt;期の社会的機能の障害、詳細不明</p> <p>F95 チック障害</p> <p>F95.0 一過性チック障害</p> <p>F95.1 慢性運動性及び音声性チック障害</p> <p>F95.2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害【ドウラトゥーレット症候群】</p> <p>F95.8 その他のチック障害</p> <p>F95.9 チック障害、詳細不明</p> <p>F98 小児&lt;児童&gt;期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害</p> <p>F98.0 非器質性遺尿（症）</p> <p>F98.1 非器質性遺糞（症）</p> <p>F98.2 乳幼児期及び小児&lt;児童&gt;期の哺育障害</p> <p>F98.3 乳幼児期及び小児&lt;児童&gt;期の異食（症）</p> <p>F98.4 常同性運動障害</p> <p>F98.5 吃音症</p> <p>F98.6 早口&lt;乱雑&gt;言語症</p> <p>F98.8 小児&lt;児童&gt;期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害</p> <p>F98.9 小児&lt;児童&gt;期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害</p>	
---	--

名古屋市発達障害者支援体制整備検討会委員

(順不同・敬称略 平成17年4月1日現在)

区分	団体・施設等名	職名	氏名
児童福祉センター	名古屋市児童福祉センター	次長	仲井 正俊
地域療育センター	名古屋市北部地域療育センター	所長	今枝 正行
保育所	健康福祉局児童家庭部	主幹	栗山 陽子
障害者地域生活支援センター	南部地域療育センターそよ風	副所長	加藤 峯子
障害者雇用支援センター	名古屋市障害者雇用支援センター	所長	宮崎 潔
精神保健福祉センター	名古屋市精神保健福祉センター	所長	竹内 浩
医療関係者	名古屋市医師会	理事	板倉 義之
	社団法人 愛知県精神病院協会	副会長	杉田 荘太郎
	名古屋大学医学部大学院児童精神医学分野	講師	石井 卓
	名古屋市立大学大学院医学研究科	助手	佐藤起代江
教育委員会	教育委員会事務局学校教育部指導室	指導主事	津金美智子
		指導主事	菊田 葉子
	名古屋市教育センター教育相談部	部長	青山 金一
社会福祉事務所	昭和区区民福祉部民生課	課長	松尾 道夫
保健所	西保健所保健予防課	課長	藤村美登里
知的障害者更生相談所	名古屋市知的障害者更生相談所	所長	棚橋 尚登
労働局	愛知労働局職業安定部職業対策課	障害者雇用担当官	岩間 勉
関係団体	社団法人 日本自閉症協会愛知県支部	副支部長	岡田ひろみ
		父親部副部長	小川 純一
	NPO 法人 アスペ・エルデの会	理事長	辻井 正次
		副理事長	福田美智子
	学習障害児・者親の会 かたつむり	副代表	荒川 京子
		小学生代表	児玉裕美子
	NPO 法人 えじそんくらぶ 名古屋親の会		濱本 孝子
			後藤 九子
	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会		貝沼 尚人
			山口 美佳